

建設技 第1444号  
平成29年9月25日

各 位

佐賀県県土整備部長

佐賀県における発注機関と建設業所管課が連携した建設業者の  
社会保険等未加入対策について（通知）

公共工事における社会保険等未加入対策については、社会保険等に加入し法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることにより、公平で健全な競争環境を構築することを目的としています。

これまで県では未加入対策として、元請業者に対する工事の入札に参加する者に必要な資格の審査において、社会保険等未加入建設業者を受け付けないこととしてきました。

国においても各地方公共団体に対して一層の未加入業者対策の取組を求められているところです。

そのため今回、佐賀県では、上記に加えて一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）が社会保険等未加入の場合、下記のとおり運用することとします。

記

1. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

下請契約を締結する工事において受注者は、原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としないものとする。

**※適用除外については排除対象になりません。**

社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

### (1)社会保険等未加入建設業者の確認等（別添フロー図参照）

発注機関の監督職員（佐賀県工事請負約款第9条に規定する者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

なお、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、下記の対応を行う。

- ア 監督職員は受注者に対して、当該一次下請負人の未加入理由等について回答するよう工事打合せ簿で指示を行う。
- イ 監督職員から指示を受けた受注者は、当該一次下請負人に対して聞き取り調査等を行い、その結果を監督職員に工事打合せ簿により回答する。
- ウ 監督職員は、提出された当該一次下請負人に係る施工体制台帳の写し等関係書類を、契約担当職員を通じて速やかに建設・技術課建設業担当に提出するものとする。

### (2)建設・技術課の指導等

上記ウにより、発注者から関係書類の提出を受けた建設・技術課は、当該一次下請負人への聞き取り及び加入に係る指導等を文書により行う。

また、指導に対する当該一次下請負人からの回答結果について、発注機関へ通知する。  
なお、指導を行った日から1か月経過後に、当該一次下請負人の加入確認ができない場合は、所管庁へ通報する。

### (3)発注機関から受注者への連絡

建設・技術課から結果報告を受けた発注機関は、その内容を受注者に工事打合せ簿で通知する。

## 2. 適用時期

平成29年10月1日以降に契約を締結した工事から適用する。

担当：建設・技術課 入札・契約担当

TEL:0952-25-7102 (内2747)

FAX:0952-25-7317